

第3章 調査2：オンライン評価の検討及び検証

1. 検討の経緯

(1) オンライン評価の考え方について

本調査では、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、外部の者の施設内（居室空間）への立ち入りが制限される状況下において、試験評価者がオンラインを活用した評価の実施、その実現可能性について様々な視点から多面的に検証を行うことを目的としている。

本項では、オンライン評価の検証を進めるうえで、前提となるオンライン評価の考え方の整理や想定される検討事項・懸念点等について検討を行った内容を示す。これらの整理内容をもとに、後述するオンライン評価の前提条件及び実施方法、検証内容の検討を行うものとした。

1) 介護技能実習評価試験の検討の経緯

介護技能実習評価試験は、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会～中間まとめ～（平成27年2月4日）（以下、「中間まとめ」）」に基づき、構築されている。「中間まとめ」では、適切な公的評価システムの構築にあたっては、「介護は、単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適當である」とされている。それを受け、平成28年度には「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」にて、実技試験の具体的な実施方法について検討が行われた。この調査研究委員会の中で、「介護分野における技能評価においては、技能実習生の受入機関が技能実習生に対して実践力としての介護技術を教え、実技試験の評価にあたっては、技能実習の成果として、利用者の自立支援を実現するため、利用者の状態に応じた介護行為を行っているかどうかを評価すべきである」との考え方方が示された。現在の試験の仕組み（技能実習生が介護現場で実際に利用者に対して業務として行っている介護行為について、試験評価者が実習実施者に赴き「現認」し評価する）は、これらの内容、検討経緯を踏まえたものである。

オンライン評価の検討にあたっては、公平・公正といった試験そのものの特性、また介護技能の適切な評価方法の検討経緯を踏まえて、考え方や検証方法を整理した。

2) 介護技能実習評価試験に求められる要素

オンライン評価の検討にあたって、介護技能実習評価試験に求められる要素を以下のとおり整理した。

➤ 試験の公平性、公正性の担保

介護技能実習評価試験は、全国で隨時実施されることから、実習実施者や試験評価者によって結果に差が出ないよう、試験の公平性、公正性が求められている。そのため、試験時間、実施方法、試験課題、評価項目・評価基準等が同じ条件のもと試験を実施しなければならない。

➤ 利用者の状態に応じた介護行為の現認評価

介護の移転すべき技能とは、「利用者の自立支援を実現するため、利用者の状態に応じた介護

行為を提供すること」である。そのため、実技試験においては、介護の適切な技能移転という観点から、受検者が利用者に対して行う実際の身体介護業務を評価している。

▶ 試験評価者の専門性

試験評価者は受検者の実際の介護行為を現認して評価することから、試験評価者には自らの介護の知識・技術だけでなく、統一された評価基準を通して他者の介護行為を評価するスキルが必要とされ、試験評価者には一定の要件が求められる。

▶ 試験の運営・管理監督の実施

試験は公平・公正に行われることから、受検者に与えられる試験時間、試験課題は決まっている。そのため、それらが滞りなく実施されるよう、試験実施機関は運営し、試験評価者は当日、時間の管理、円滑な進行等を行っている。例えば、学科試験では、各級に応じて出題形式、問題数は異なるものの筆記試験で行われることから、試験評価者は、時間の厳守、受検者が不正行為を働くかいないよう巡回、試験問題・解答用紙の確実な回収等試験の運営・管理監督の役割を果たしている。また、安全に試験が行われるよう、安全面の管理も求められる。

3) オンラインで実施する際に検討が必要な視点や懸念点

介護技能実習評価試験に求められる要素を踏まえ、学科試験、実技試験それぞれの試験の中でも求められる要素についても整理を行った。そのうえで、現在の現認とオンラインで実施する際に検討が必要な視点や懸念点を洗い出した。

「オンライン」は、一般的に「コンピュータネットワーク」で繋がっている状態を指し、通信機器を使った交流等を意味している。そのため、ここでは試験評価者が実習実施者に訪問せず、コンピュータを通して遠隔で試験を実施する場合を想定している。

※次頁の「実技試験：オンラインで実施する際に検討が必要な視点や懸念点」「学科試験：オンラインで実施する際に検討が必要な視点や懸念点」参照

実技試験：オンラインで実施する際に検討が必要な視点や懸念点

試験に求められる要素		現在の実施方法	オンラインで実施する際に検討が必要な視点や懸念点				
1	試験会場の準備	利用者の居室等、介護が提供される場合					
2	試験時間の厳守	試験評価者が計測（60分）	<ul style="list-style-type: none"> トラブルが起きた時等の対応 移動時間、介助の中断時等の対応 				
3 (なりすまし、入れ替わり 防止)	受検者の本人確認 受検票にて確認（当日、在留カード等により確認も実施）		<ul style="list-style-type: none"> 受検者の確認方法 入れ替わりがないよう常にカメラオンの必要性 確認に必要な時間 				
4	試験課題	HPに公表					
5	関係者以外の立入禁止	試験評価者が監督	<ul style="list-style-type: none"> 関係者が途中で立ち入らないことの確認（居室、多床室等環境が異なる） →多床室や食堂等、環境によって確認が困難な場合がある 				
6	注意事項の説明	試験評価者の注意事項読み上げ (受検の注意事項)	<ul style="list-style-type: none"> 注意事項の読み上げ方法（Live、録画映像を流す等） 				
7	質疑応答への対応	質疑応答確認	<ul style="list-style-type: none"> 質疑応答方法（音声、チャット） 				
8	利用者の選定	試験当日、実習実施者から利用者票を受け取り、利用者を選定	<ul style="list-style-type: none"> 利用者票の受け取、確認方法 				
9	安全の管理 (環境の確認、利用者の体調不良等による変更)	試験評価者が現認	<ul style="list-style-type: none"> 試験時の安全の確認方法 利用者変更、中断等のイレギュラー事項の対応 →映像から確認できる部分はあるものの対応するまでにタイムラグが生じる →指導員が安全面を確認、指導との両立が可能か →「車いすでの移動の介護」共有部分におけるカメラ設置可否（試験以外の事業所内の安全面に影響）、万が一倒れてしまつたときの対応 				
10	技能実習指導員の指示	(初級) 技能実習指導員の指示のもと受検者(は介護を行つ	<ul style="list-style-type: none"> 指導員や周りに不正な指示を出す者がいないかの確認方法 →環境によつて確認が困難な場合がある →音声の問題 				
11	評価基準の 判断	<table border="1"> <tr> <td>介護行為ができる 確認できる位置</td> <td>試験評価者がその場で見える位置に移動</td> </tr> <tr> <td>適切な評価</td> <td>「判断するうえでの留意事項（試験評価者のみ公開）」に沿つて、評価基準を判断</td> </tr> </table>	介護行為ができる 確認できる位置	試験評価者がその場で見える位置に移動	適切な評価	「判断するうえでの留意事項（試験評価者のみ公開）」に沿つて、評価基準を判断	<ul style="list-style-type: none"> 関係者の音声（受検者、指導員、利用者の声が聞こえるか、評価者の声が聞こえているか） 撮影方法、撮影指示の方法 →環境によつてカメラの台数、見える位置が変わる ・映像による評価と現場での評価の違い
介護行為ができる 確認できる位置	試験評価者がその場で見える位置に移動						
適切な評価	「判断するうえでの留意事項（試験評価者のみ公開）」に沿つて、評価基準を判断						

試験に求められる要素		現在の実施方法	オンラインで実施する際に検討が必要な視点や懸念点
1	試験会場の準備	試験評価者が事前に確認、問題があれば学科試験開始前までに改善してもらう	<ul style="list-style-type: none"> 受検者の受検環境の確認方法 事業所に複数に受検者がいる場合の受検方法
2	試験時間の厳守	試験評価者が点検（60分）	<ul style="list-style-type: none"> トラブルが起きた時等の対応 →通信上のトラブルが起きた場合、対応できない可能性がある
3	受検者の本人確認（なりすまし、入れ替わり防止）	受検票にて確認（当日、在留カード等により確認も実施）、試験中の巡視	<ul style="list-style-type: none"> 受検者の確認方法 入れ替わりがないよう常にカメラオンの必要性 確認に必要な時間
4	試験問題の漏洩防止	受検者分のみ送付（予備や試験評価者票はなし）、チエックリストを使用し、すべて試験実施機関に返却	<ul style="list-style-type: none"> 画面の録画（スクリーンショット）禁止 解答方法（入力、紙等） →その場限りで試験問題を映す等、受検者が試験問題の取扱いを自由にできないようにする必要がある
5	関係者以外の立入禁止	会場外に立ち入り禁止の紙を掲示、試験評価者が監督	<ul style="list-style-type: none"> 関係者が途中で立ち入りらないことの確認 →環境によって確認が困難な場合がある
6	注意事項の説明	試験評価者が注意事項を読み上げ（受検の注意事項、例題・解答方法）	<ul style="list-style-type: none"> 注意事項の読み上げ方法（live、録画映像を流す等）
7	質疑応答への対応	質疑応答確認	<ul style="list-style-type: none"> 質疑応答方法（音声、チャット）
8	カணニンク防止	試験評価者が巡回して怪談	<ul style="list-style-type: none"> 受検者の顔の位置、目線等の確認方法 手元の確認方法 →手元カメラにて手元確認、環境確認用カメラにて目線等不審な動きがないか確認する等、複数カメラが必要
9	採点	試験問題の予備なし、試験評価者に問題内容・正誤は開示せず、事務局にて採点	<ul style="list-style-type: none"> 解答内容の送信方法 →解答用紙に記入してもらい、画面越しに評価者に見せる（評価者スクリーンショットして保存）。解答用紙は機材等の返却とあわせて返す等。

4) 本調査におけるオンラインの考え方の整理

前述のとおり、オンラインで実施するにあたっては、試験の運営（時間の厳守、注意事項の説明、不正行為防止、安全管理等）、評価、突発事項への対応等、様々な場面で課題と実施方法の検討が必要となる。そのため、本調査では、これら全てを網羅した試験自体のオンライン化検討ではなく、オンラインによる「評価」が可能かといった視点に絞ることとした。

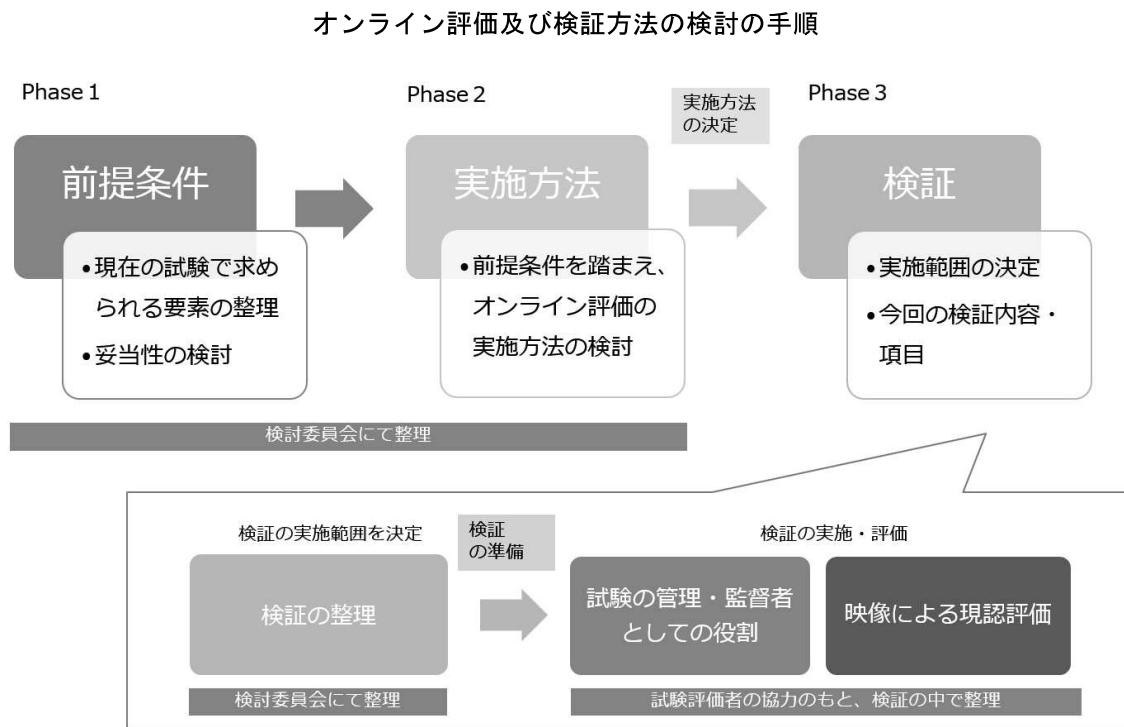
前述のとおり、実技試験においては、介護の適切な技能移転という観点から、利用者に対して行われる身体介護業務を評価することが求められている。実技試験実施方法の検討にあたっては、利用者モデルや人形での実技試験の実施も検討がなされたが、それでは手順等は確認できるものの、個々の利用者の状態像に応じた介護の提供を評価できないと結論づけられた経緯があり、「介護場面の現認」という試験実施方法を完全に置き換える試験の手法は現在のところ確立されていない。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインによる評価という新たな評価手法の検討、その実現可能性を探ることとした。

なお、介護技能実習評価試験は平成29年に職種追加され、実際に試験が開始されたのは平成31年である。そのため、現時点では専門級試験はほとんど行われていないことから、初級試験におけるオンライン評価の検討とした。

(2) オンライン評価の検討

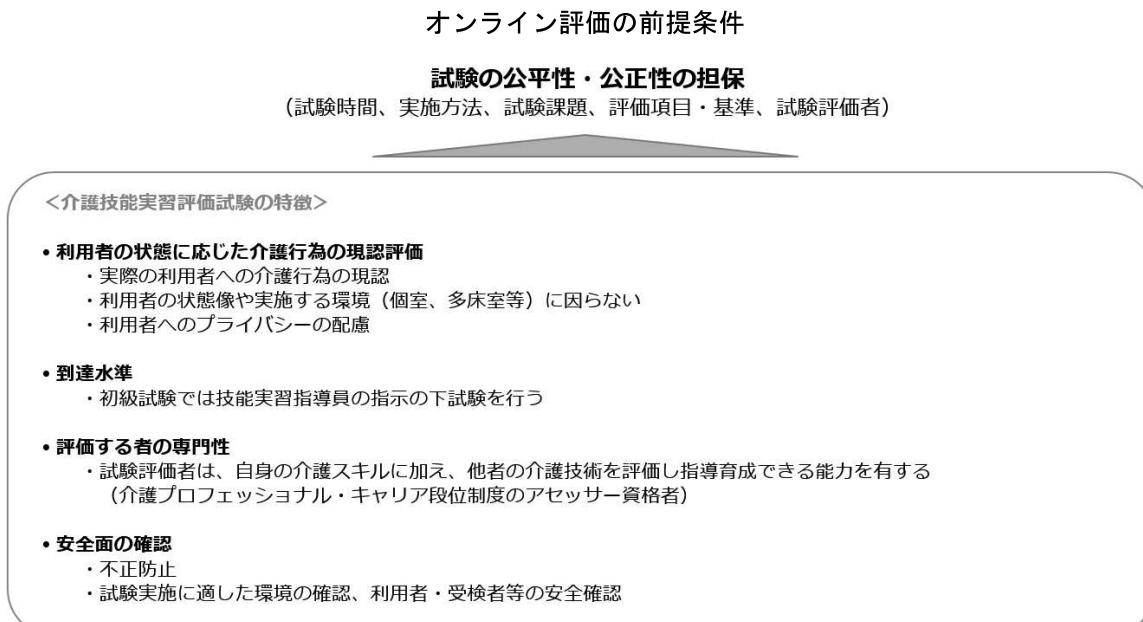
1) 検証方法の検討の手順

本調査では、前述のオンライン評価の考え方に基づき、検証方法を検討した。検証方法の確定にあたっては、「前提条件」、「実施方法」、「検証の範囲及び検証内容」を段階的に整理・検討した。



2) 前提条件

前項2) 3) の通り、介護技能実習評価試験において求められる要素を踏まえ、オンライン評価の前提条件を整理した。



3) 実施方法

前提条件を踏まえ、次に実施方法について以下の通り整理を行った。特に、実技試験では、受検者が利用者に対して行う介護行為を評価するため、利用者のプライバシーへの配慮やその場で行われる介護行為の現認をどのように担保するかという観点が重要となる。

◆関係者間での実施

試験は関係者以外立入禁止となるが、オンライン評価を行う場合は、試験評価者がその場にいないことから特に不正行為防止の観点は必要となる。第三者が解答を示す、指示を出すことがあってならないが、オンラインではその場で注意、制止することは困難であることから、はじめから関係者以外、立入禁止とすることとした。

また、実技試験では、不正行為だけでなく、利用者のプライバシーの配慮のためにも必要最低限の立ち会いにしている（特に利用者のプライバシーに配慮すべき排泄介助や入浴介助は、現認評価ではなく、判断等試験で評価。）。たとえ、実習実施者の職員であっても、介助を行わない者が立ち会って、カメラを構えるというのは、利用者のプライバシーを侵害することから、実際の試験と同様、関係者間での実施とした。

⇒今回の検証における関係者の考え方

学科試験：受検者（遠隔：試験評価者）

実技試験：受検者、技能実習指導員、利用者（遠隔：試験評価者）

◆同時性の確保

試験は公平・公正の観点から、試験時間が定められており、試験評価者は試験時間の管理・監督を行い、また、その間、不正行為がないか適宜巡視することとなる。そのため、オンライン評価でも、受検者側の環境が確認できないWEB方式の試験や事前に撮影した試験場面の評価ではなく、試験評価者がリアルタイム（同時性）で確認しながら評価を行う必要があるとした。

特に、実技試験の場合、実際の介護行為を評価するが、それは、「その日」の利用者の状態に応じた介護行為を意味する。介護は、人格と人格とが直接向き合い、顔の見える関係づくりのもとで実践される。単純な人と人との関係を超えて、特定の人格へ、特定の目的で実践される行為であり、常に、その行為が行われる場、時間は同時一体的であり、同一空間で展開していく。それを評価するためには、試験のために事前に撮影された映像では、評価は困難である。

⇒WEB会議システムを利用し、ビデオ、マイクを通してその場の状況を確認

◆使用する機材・撮影方法の統一等

オンライン評価を行うためのカメラ、PC、WEB会議システム等は、試験の公平・公正性の観点から、試験実施機関が準備し、事前に提供する必要がある。現在、介護施設のICT化は進み、タブレットやスマートフォンを業務でも使用している場合が多いが、その場合であっても映像の解像度も異なれば、通信環境も異なることから、受検者の不利益にならないよう、機材は統一しなけ

ればならない。試験評価者側も同様である。

また、事業所や個人の端末を使用した場合、試験問題や試験内容の漏洩の危険もある。実際の試験でも、実習実施者側が試験の様子を撮影して試験評価者が注意した事例があるが、これはその場にいるからできることである。WEB会議システムでは、ホスト以外の録音、録画は禁止することができるものの、それはシステム内の話であり、端末本体の録画（スクリーンショット）を妨げることはできない。そのため、端末本体での録画等を防ぐためにも、試験実施機関が端末を準備する必要がある。

さらに、撮影方法の統一も必要である。同じカメラであっても、手で持つのか、どこかに固定して定点カメラとして使用するかでは、映る範囲は異なる。特に、手で持つ場合、試験評価者が見たい場面が映っていないわけ意味がなく、それが撮影者のスキルによって映らない等のことがあっては、適切な評価を行うことができない。そのため、定点カメラにて実施するのが望ましいと考える。その場合であっても「介護場面を確認するカメラ」と「環境を確認するカメラ」の最低でも2つ以上の役割が必要となる。

⇒機材：試験実施機関が準備

⇒撮影方法：撮影者のスキルに因らない定点カメラで実施

なお、本検証は、社会福祉法人小田原福祉会の特別養護老人ホームに協力いただき実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下での実施となつたため、感染予防、現場での負担を最小限におさえるため、事務局は施設に立ち入らず遠隔でサポートし、撮影等は井口委員、施設内の職員の協力のもと実施した。また、職員や利用者への負担が大きい場合には検証方法や検証内容を必ずしも優先しない等の制約下で検証を行った。

そのため、使用する機材は、本来は検証用に準備した機材の使用が好ましいが、現場で使い慣れている機材のほうが準備や撮影にかかる負担を減らすことができるため、機材の一部と通信環境は施設のものを利用した。

2. 検証内容

(1) 検証の実施範囲

本調査における検証の実施範囲として、既に試験が開始されている、介護技能実習評価試験の初級試験を対象とし、受検者1名を想定したオンライン評価の検証を行うこととした。また、前述の通り、現場での負担を考慮し、検証する試験課題は、2020年度 初級試験 実技試験課題の中から、「仰臥位から側臥位の介助」「車いまでの移動の介助」「リスク管理（事故対応）」の試験課題と、学科試験の計4つとした。

2020年度 初級試験 実技試験課題

試験課題	身体介護業務		
	1	身じたくの介護	1 座位での上衣の着脱の介助
	2	移動の介護	1 仰臥位から側臥位の介助
	3		2 起居の介助
	4		3 車いまでの移動の介助
	安全衛生業務		
	5	事故防止・安全対策	1 リスク管理（事故対応）※判断等試験
			2 車いすの点検
		感染対策	1 適切な手洗い

<実技試験課題の選定理由>

- ・仰臥位から側臥位の介助 … 見る角度によって、受検者と利用者の身体が重なる部分が多いため、オンライン評価で適切に評価できるか確認するため。
- ・車いまでの移動の介助 … 他の介助と異なり、1つの空間だけで実施ができず、場所の移動が発生することから、カメラの台数、映像の切り替え等が評価に影響するか確認するため。
- ・リスク管理（事故対応） … 他の試験課題と異なり、身体介護の現認ではなく、判断等試験として評価するため。

(2) 検証項目

オンライン評価の検証にあたっては、前項で整理した「学科試験、実技試験それぞれの試験の中で求められる要素」、介護技能実習評価試験の前提条件を踏まえ、2つの検証項目を設定した。

1. 「試験の管理・監督者としての役割」を担保できるか
試験時間の管理、不正行為の防止、円滑な進行、安全の管理・危険の察知
2. 「Live 映像による評価」がどこまで可能か
実際に立ち会って現認する方法と Live 映像による違い（情報量）
複数カメラによる映像評価の妥当性

なお、検証項目は試験評価者側の視点であるが、実習実施者側では、日頃利用者の生活環境にはない撮影機材を設置し、試験評価者とオンラインでやりとりすることから、実習実施者への影響や負担もあわせて確認を行うこととした。

(3) 検証方法

これまでの整理を踏まえ、検証では「試験評価者の現認の際の視点」と「映像による評価の視点」の確認を行い、その時の見え方、情報量の違い等を確認することとした。また、「同じ介護行為を同じタイミングで現認と映像評価」した際の違いについても確認することとした。

なお、事務局は施設に訪問せず検証を行うことから、現場のサポートとして本検討委員会の井口委員に協力いただいた（下記参加者には含めず）。また、検証状況の全体を確認するため、検証にて使用する機材の他、全体確認用のビデオカメラを設置した。

検証方法

	検証方法①	検証方法②	検証方法③
目的	試験評価者の現認の際の視点確認	Live 映像による評価の視点確認	同じ介護行為の現認と映像評価による違い確認
概要	目線撮影用カメラ（視点カメラ）による現認の視点確認（実際の評価場面の検証）	定点カメラによるリモート環境での映像評価	同位置から、試験評価者の現認評価と定点カメラによる映像評価を行う
参加者	試験評価者A 技能実習指導員B 受検者C 利用者D	試験評価者E（遠隔） 技能実習指導員B 受検者C 利用者D	試験評価者A 試験評価者E（遠隔） 技能実習指導員B 受検者C 利用者D
試験課題	仰臥位から側臥位の介助 車いまでの移動の介助	学科試験 事故時の対応（判断等試験） 仰臥位から側臥位の介助、 車いまでの移動の介助	仰臥位から側臥位の介助
場所	居室、食堂	会議室、居室、食堂	居室
使用機材	視点カメラ	定点カメラ（スマートフォン、タブレット） マイク&スピーカー	定点カメラ（スマートフォン、タブレット） マイク&スピーカー

【検証方法 ①】

- 実施内容：検証場面の試験・評価の実施、検証中の試験評価者の目線撮影用カメラ（視点カメラ）での録画、試験中の様子の録画（別途事務局にて送付した全体確認用のビデオカメラにて録画）、検証ヒアリング（視点カメラの録画データをみながら実施）
- 検証後ヒアリング対象：試験評価者A、試験評価者E、井口委員

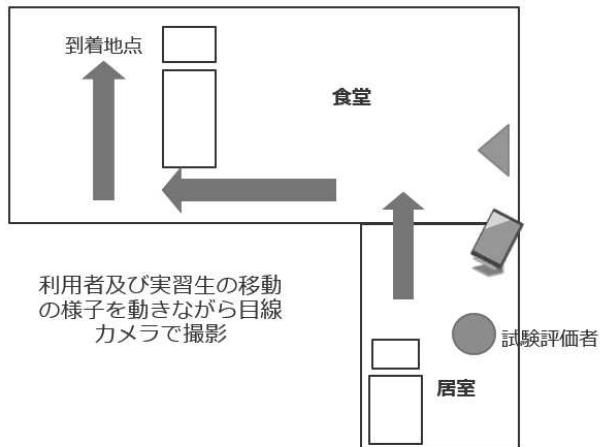
※試験評価者Aへのヒアリングを中心としながら、撮影した映像を試験評価者Eと井口委員にも確認いただき、意見を伺った。

検証環境（実技試験「仰臥位から側臥位の介助」、「車いすでの移動の介助」）

■仰臥位から側臥位の介助



■車いすでの移動の介助



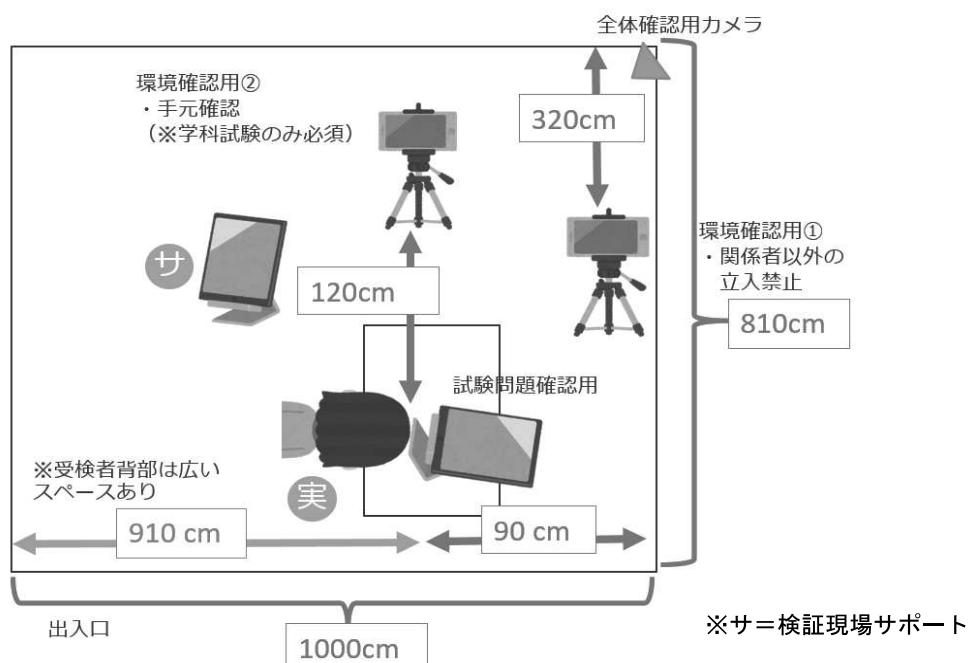
※実=受検者（技能実習生）、利=利用者、指=技能実習指導員（以降同様）

【検証方法 ②】

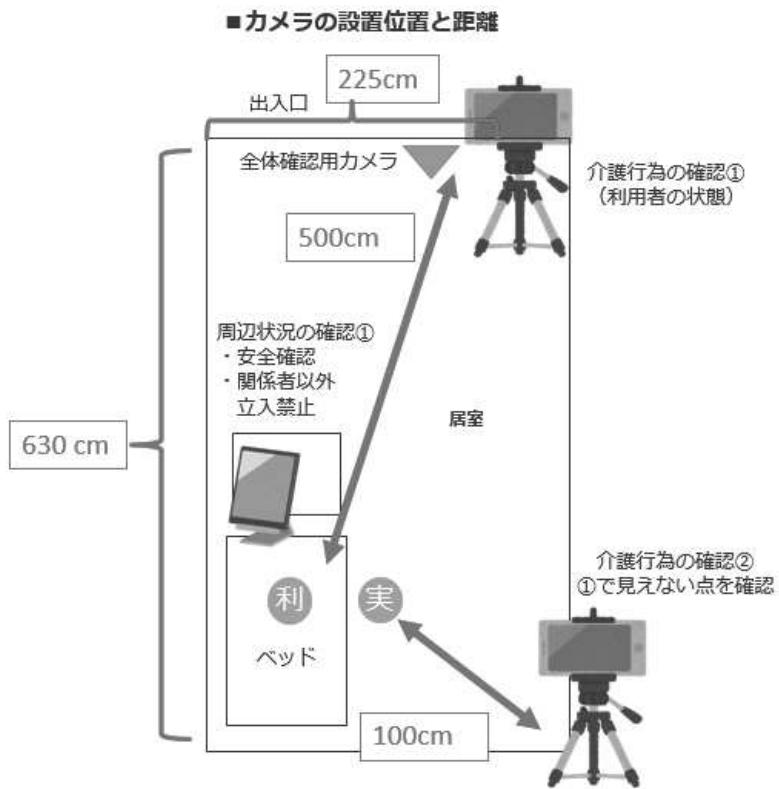
- 実施内容：検証場面の試験・評価の実施、準備・試験中の様子の録画（別途事務局にて送付した全体確認用のビデオカメラにて録画）、準備時間の計測、最終的に設置した機材の距離の計測、検証中のモニター画面の録画（試験評価者のモニター・事務局のモニター）、試験評価者側の検証環境の撮影、検証ヒアリング
- 検証ヒアリング対象：試験評価者 E（遠隔）、井口委員
※試験評価者 Eへのヒアリングを中心としながら、撮影した映像を井口委員にも確認いただき、意見を伺った。

検証環境（学科試験・判断等試験「事故時の対応」）

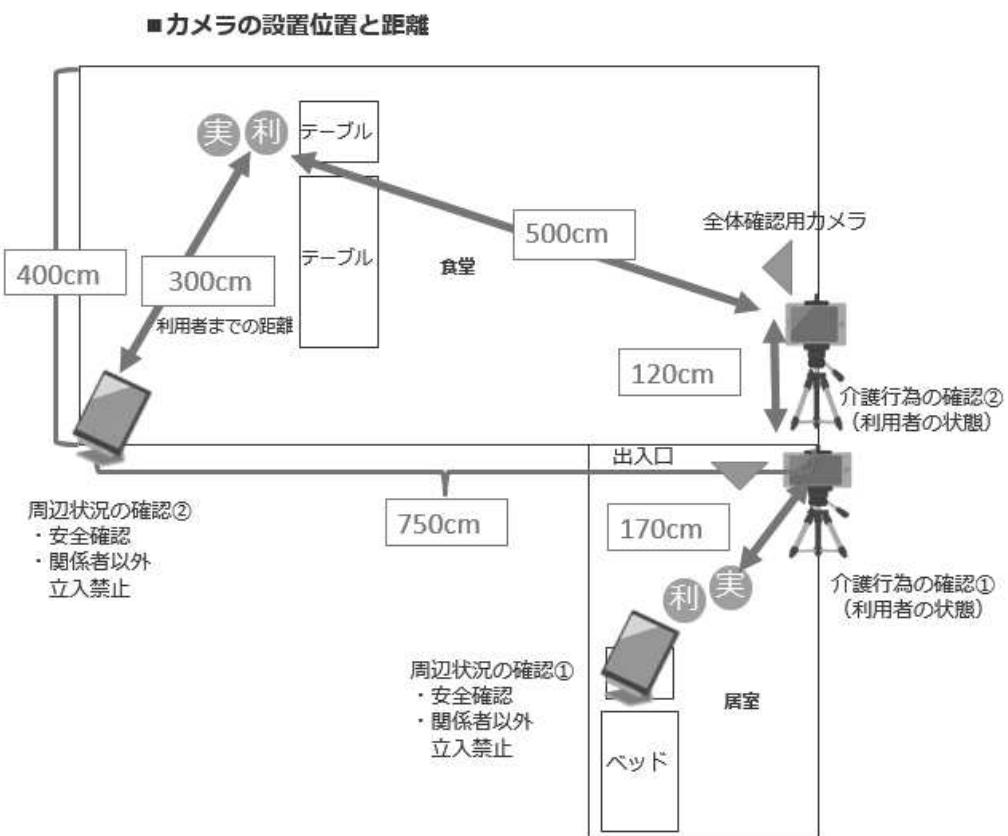
※事故時の対応場面では手元確認用のカメラは設置しない。



検証環境（実技試験「仰臥位から側�卧位の介助」：居室内）



検証環境（実技試験「車いすでの移動の介助」：居室内、食堂）



【検証方法 ③】

- 実施内容：検証場面の試験・評価の実施、試験中の様子の録画（別途事務局にて送付した全体確認用のビデオカメラにて録画）、検証中のモニター画面の録画（試験評価者のモニター・事務局のモニター）、検証ヒアリング
- 検証ヒアリング対象：試験評価者 A、試験評価者 E（遠隔）

検証環境のイメージ（実技試験「仰臥位から側臥位の介助」：居室内）



<使用する機材の選定について>

検証 1 は、試験評価者の現認の際の視点の確認となることから、小型かつ軽量で広角レンズの「Gopro」を使用することとした。360 度カメラは録画時間が短く、本検証には不向きと判断した。

検証 2、3 は、定点カメラによる映像評価であるが、操作のしやすさ、持ち運びのしやすさから、スマートフォンとタブレットを使用することとした。なお、撮影機材については、下記の選定項目に沿い評価を行ったうえで選定を行った。

加えて、WEB 会議ツールは、映像や音声の安定性や汎用性の高さから Zoom を用いることとした。

撮影機材の選定項目

撮影機材	映像の鮮明さ・画角の広さ等	音声の聞き取りやすさ、集音等	設置・操作のしやすさ	機器の汎用性	映像配信のしやすさ	評価の実現可能性	備考
スマートフォン	○	○	◎	◎	◎	◎	Wi-Fi 環境がない場合、通信量の負担がある
ビデオカメラ	○	△	△	○	△	△	他の機器に比べ、機材を確保しにくい
PC 用外付けカメラ／マイク	○	○	○	○	○ PC 接続時	○	機器の性能により異なる
カメラ内蔵ノート PC	△	△	×	◎	◎	○～△	設置しにくい 落下時の破損のリスク
タブレット	○	○	○	○	◎	◎～○	設置に工夫を要する
視点カメラ (GoPro)	◎	○	○ 専用機材必要	×	△	△	バッテリーが持ちにくい 映像配信の設定が複雑

◎：良好、○：概ね良好、△：やや不良、×：不良、-：未評価

- 遠隔で評価を行う試験評価者Eは、シルバーサービス振興会の会議室で検証を行った。受検者側とのやりとりは、タブレットを使用したが、複数カメラの映像を映し出すことから、画面の大きさが評価に影響するか確認するため、タブレット、ノートPCの他に、液晶画面にも投影した。

3. 検証結果

(1) 検証① 試験評価者の現認の際の視点検証

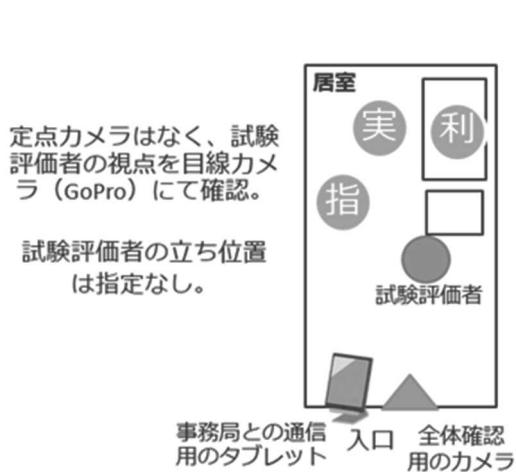
試験評価者は、受検者が行う介助を「評価基準」に沿って評価を行うため、「評価基準」を現認するため視点を動かす。そのため、オンライン評価を行うにあたっても、評価基準が確実に確認できる映像が必要であるため、試験評価者の立ち位置や介助の一連の流れの中でどのように視点が変化するのかを確認することとした。

1) 仰臥位から側臥位の介助

【試験評価者Aの立ち位置】

今回の居室は縦長であり、技能実習指導員は受検者が利用者に向きあった状態のやや斜め後ろに立って指示を出すことから、試験評価者はベッドの足元側に立って主に評価をしていた。しかし、評価項目・評価基準によっては、覗きこむ場面や技能実習指導員の表情を伺う場面もあり、立ち位置はほとんど変わらないものの上半身や目線は動く場面が多くかった。

試験評価者の位置取り（居室内）



現認評価の様子（居室内）



視点カメラの映像



※実=受検者（技能実習生）、利=利用者、指=技能実習指導員

<試験評価者Aの位置取りについて（ヒアリングより）>

- ・介助の邪魔にならない位置
- ・利用者、受検者、技能実習指導員の表情が確認できる位置
- ・介助の動作（仰臥位から側臥位）全体を見渡すことができる位置
- ・立ち位置を変えすぎない（受検者や利用者の注意力が散漫になる可能性があるため、できるだけ動かないようにしている。）

【試験評価者Aの視点の変化】

初級試験では、評価基準の中に「技能実習指導員への報告」があるため、その際に受検者や技能実習指導員の顔を見る場面が生じるが、基本的には試験評価者の視点は介助の動作場面を捉えていることになる。今回、試験評価者Aには実際に評価を行ってもらい、視点の変化や視野が大きく動いた場面を検証する。

今回の評価では、一連の介助の中で、試験評価者Aが近づく、見方を変更する場面が4つあった。

仰臥位から側臥位の介助の評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	目線
1 体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）	
2 介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している	
		①
3 体位変換	テコの原理等を活用できている 利用者の腕を小さくまとめている 介助の中で行われる動作について、都度利用者に伝えている	
4 安定し安楽な姿勢の保持	利用者の腕を身体の下敷きにしていない 利用者の腰を引く、クッションやタオルを使用する等、安定し安楽な体位保持を行っている	② ③
5 利用者への確認	利用者に安楽な姿勢かどうか確認している 介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している	
6 衣服やシーツのしわの確認	衣服やシーツのしわやたるみを整えている	④
7 報告	行った介助について技能実習指導員に報告している	

<試験評価者Aの視点の変化（⇒はヒアリング内容）>

① 受検者が布団をめくった時に視点（立ち位置）が左側に移る

⇒ めくった後の布団が利用者の足に重なっていたことから、次の動作に危険がないか布団の足元への重なり具合を確認した。

② 利用者の頭部あたりに目線が近づく

⇒ 利用者の頭（顔）がサイドレールに近いように見えたため、危険がないか確認した。
利用者の腕が身体の下敷きになっていないか確認した。

③ 利用者の背中に目線が近づく

⇒ 姿勢を安定させるためのクッションの入れ方と身体への当たり具合を確認した。

④ 利用者自体に目線が近づく

⇒ 衣服やシーツのしわやたるみを確認した。

試験評価者の立ち位置から、上記の内容 자체が見えないわけではないものの、受検者が行う介助に危険がないか、利用者にとって適切な状態か等確認するため、試験評価者Aは近く、別の角度から確認する等、その場で判断をして自身の立ち位置を変えていた。

<試験評価者Aが評価中に確認していた点（ヒアリングより）>

- ボディメカニクスができているか（体を痛めないような動きができるか）、利用者への身体の触れ方（内出血を作らないか等）も確認している。それらが、日頃の指導で修得され、試験時に確認する介助に繋がっていると思う。
- 「利用者票」にて利用者の状態像は確認するものの、実際に利用者の身体の可動域がどの程度あるのかは、介助を現認する中で確認している。
- 腕が身体の下敷きになっていないか、衣類のしわが伸びているかは、現認の際でも近づかない見えにくいことがある。
- 受検者は技能実習指導員の指示のもと、介助を行うため、技能実習指導員の指示が良く聞こえない場合にはしっかりと声掛けを行っていただく。勝手に受検者が介助を進めないよう気を付けている。

2) 車いまでの移動の介助

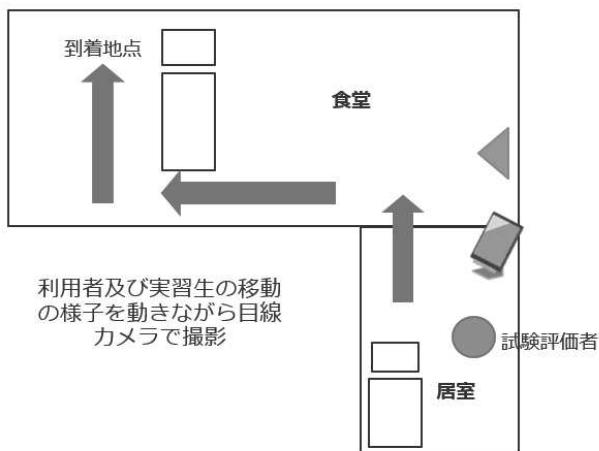
【試験評価者Aの立ち位置】

車いまでの移動の介助では、最初に出発地点と到着地点の確認が必要となる。今回、利用者の居室から、食堂にある利用者の普段座る位置までへの移動介助であったことから、試験評価者Aはまず、ルートの確認、環境の確認を行った上で位置を確認していた。

出発地点の居室では、受検者や利用者の前方（居室の入り口付近）に立ち、食堂での移動中は後方、到着地点の利用者の席では左側に立って、評価を行っていた。立ち位置について、①「出発地点」、②「移動中」、③「到着地点」に分けて、試験評価者のヒアリングより分析を行った。

試験評価者の位置取り

■車いまでの移動の介助



視点カメラの映像

①出発地点（居室）



②移動中（居室から食堂に出る場面）



②移動中（食堂）



③到着地点（食堂）



※実＝受検者（技能実習生）、利＝利用者、指＝技能実習指導員、サ＝検証現場サポート者

①出発地点（居室）

技能実習指導員が受検者や利用者の横に立って指示することとなったため、縦長の居室では、評価基準がしっかりと見える位置は必然的に受検者や利用者の前方となり、試験評価者Aも前に立った。入口の扉は開けた状態で実施した。

②移動中（居室から食堂に出る場面）

受検者と利用者は入口に向かい、入口を出ると左に曲がる。試験評価者Aは利用者の左前方に立ち、曲がる際も介助から目線を離さず、かつ移動の邪魔にならないような位置に立っていた。自身の後方や周りの環境を気にしながら、評価を行っていた。

②移動中（食堂）

利用者が普段座っている位置までに、他の利用者の後ろを通る必要があり、その道幅が約1.5メートルであった。そのため、試験評価者Aは受検者や利用者の後方からついていく形で評価を行った。

試験評価者Aへのヒアリングでは、「本当は前方に位置して評価を行いたかったが、曲がり角の場面で安全な介助を確認していたところ、受検者や利用者の前方に出るタイミングがなくなり、道幅も狭かったことから、後方から評価した」と回答があった。

(参考) 施設では、感染症対策のため、普段利用者が向き合って座るところを全員が同じ方向を向く形へと変更し、席の間隔を広くとっていたことから、通常より移動する道幅が狭くなっていた。

③到着地点（食堂）

利用者の斜め右後ろに位置した。

試験評価者Aへのヒアリングでは、「本当は受検者の立っている位置と同じあたりに立ちたかったが、近くで別の職員が報告等を行っており、環境に余裕があるところから評価した」と回答があった。

【試験評価者Aの視点の変化】

「車いすでの移動の介助」は、移動が発生することから、試験評価者Aの視点も常に動くこととなるが、その中でも試験評価者Aの視点が通常以上に動いた場面を検証する。

今回の評価では、一連の介助の中で、試験評価者Aが近づく、見方を変更する等の場面が3つあった。

車いすでの移動の介助の評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	目線
1	体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している（利用者の特性に合わせコミュニケーションを取り、反応や表情等も見ている）	
2	介助の説明と同意	これから行う介助について説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している	
3	安全の確認	利用者の足がフットサポート（フットレスト）の上に乗っている 利用者の手や腕がアームサポート（アームレスト）や大腿部に置かれている（大車輪に巻き込まれないようにしている） 利用者が安定した姿勢を保てている	① ②
4	車いすでの移動の介助	車いすを動かす前や方向転換をするとき等、その都度利用者に状況を伝えている 利用者の身体や車いすが、壁や障害物等に接触せず安全に移動できている 車いすの停止後、車いすのブレーキをかけている（利用者に促してかけてもらうことも可）	③
5	利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している	
7	報告	行った介助について技能実習指導員に報告している	

<試験評価者Aの視点の変化（⇒ヒアリング内容）>

① 利用者の手元や車いすに目線が近づく

⇒ 利用者の腕が大腿部の上に置かれていたが、片麻痺の利用者であることから、アームサポートのほうが姿勢は安定するのではないかと思い、確認した。

② 車いすのタイヤ付近に目線が近づく

⇒ 利用者が座り直しをした際に、車いすが少し動いたことから、ブレーキがかかっているか念のため確認した。

③ 目線が左右に動く

⇒ 道幅が約1.5メートルであり、他の利用者の後ろを通ることから、受検者と利用者がぶつからず進むかだけでなく、他の利用者が立ち上がる等して危険がないか確認していた。

受検者が行う介助に危険がないか、利用者にとって適切な状態か等確認するため、試験評価者Aは近づく、別の角度から確認する等、その場で判断をして自身の立ち位置をえていた。

<試験評価者Aが評価中に確認していた点（ヒアリングより）>

- ・ 体調確認、介助の説明の視点は、仰臥位から側臥位への介助とポイントは変わらない。
- ・ 最終的な判断は技能実習指導員となるが、試験評価者としても、利用者の麻痺側の手や腕の位置がどこにあるのか、アームサポートにつかまつていただくほうが安心なのではといった視点でみている。
- ・ 曲がる場面や、通路の狭いところでは難しいものの、評価時にはなるべく利用者の全体を見える位置に立つようしている。そのため、初めは利用者の前方に位置取りをして様子を確認した。手の位置は大丈夫か、利用者の表情、受検者の目線、周りに注意を払っているのか等を確認。
- ・ 移動中は、車いすと障害物の左右の隙間があるのか安全面の視点で見た。
- ・ 車いすが止まってからはテーブルと体の位置、手がぶつかっていないか、フットサポートから足を下ろしているかといった点を確認した。

3) 視点カメラ映像での評価について

今回の視点カメラ検証は試験評価者が試験課題の評価の際に、どのような点を見ているか確認するものであるが、オンライン評価の際にも視点カメラを使用することに妥当性があるか、あわせて検証を行った。検証にあたっては、視点カメラの映像を試験評価者A（着用・撮影者本人）、試験評価者E、井口委員の3名に確認してもらい、映像から評価が可能か意見を伺った。

（※井口委員も試験評価者資格を有する）

<試験評価者Aからの現認と映像の違い（ヒアリング内容）>

- ・ 映像で見ると、実際自分が見ていた範囲とは異なり、特に映像のほうは視野の範囲が実際より上（カメラを額に装着しているため）にあるため、利用者の足元等が映っていない。
- ・ 近距離の映像は利用者の全体像を捉えにくく感じる。
- ・ その場では見えたが、映像では見えない見えない部分（利用者の表情、拘縮具合、しわやたるみ等）がある。何度も映像を見返さないとわからないように思う。見返しても、評価基準に照らした際、推測になりそうだ。

視点カメラの映像



視点カメラの着用状況



※視点カメラと実際の目の位置に10センチ程度の差があるため、映像では足元が映っていないが、試験評価者が実際に見ている範囲では足元が入っている。

<試験評価者Aのご意見を踏まえ、3者からのヒアリング結果>

- ・ 映像では足元が十分見えていないため評価が難しい（評価項目：安定し安楽な姿勢の保持）。
- ・ 一定時間、同じ姿勢の状態が続いているように見えるが、映像では利用者の負担がわからぬい。
- ・ サイドレールに近いところに顔があると利用者の表情が見えにくい。
- ・ 利用者の腕が身体の下に入っていないか、マットレスのへこみ具合、安楽な姿勢等、映像では静止画のように見えて、加減が判断できない。
- ・ 利用者が頑張って、無理な動作をしていないかといったところも映像からは見えにくい。
- ・ 現認の際には利用者の様子に応じて、技能実習指導員に声掛けし、間に入ってもらうことがある。オンライン評価の場合には、技能実習指導員に試験評価者の声がきちんと聞こえれば良いが、通信等によるタイムラグがあると危機管理のリスクが生じる。
- ・ 映像では、利用者の片麻痺や、拘縮、可動域等、身体の様子はわからないと感じた。
- ・ 密室の空間から広い空間に出た時に、十分に声が拾えてないため声掛けできているかわからないと感じた。
- ・ 映像は利用者が正面からのみ映っているため背部に何か入っているのかなど、座位の安定性が見えない。
- ・ 背もたれについているのが、背中なのか、服なのか、映像からは判断できない。利用者の服の色が上下ともに黒色であれば、姿勢の状態もわからないと感じた。